

議 事 録

| | |
|-------|---|
| 会議の名称 | 平成29年第11回本庄市農業委員会総会 |
| 開催日時 | 平成29年11月27日（月） 午後1時から 午後1時55分まで |
| 開催場所 | 児玉文化会館（セルディ） 大会議室 |
| 出・欠席者 | 別紙のとおり |
| 議 題 | <ol style="list-style-type: none"> 1 第54号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 2 第55号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（通年） 3 第56号議案 農地法第4条の規定による許可申請について 4 第57号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について 5 第58号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 6 第59号議案 別段の面積について 7 第60号議案 本庄市農業委員会総会会議規則の一部を改正する規則 8 報告第46号 農地法第3条の3の規定による届出について 9 報告第47号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 10 報告第48号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について |
| 配付資料 | <ol style="list-style-type: none"> 1 平成29年第11回本庄市農業委員会総会議案 2 第60号議案関係資料 3 平成29年第11回総会 その他連絡事項 4 農業委員会委員候補者の推薦及び応募に関する情報の公表について（別紙1） 5 農地利用最適化推進委員候補者の推薦及び募集に関する情報の公表について（別紙2） |
| 主 管 課 | 農業委員会事務局 |

| 会 議 の 経 過 | |
|-----------|---|
| 発 言 者 | 発 言 内 容 |
| 事務局長 | <p>それでは、定刻になりましたので、ただ今より総会を始めさせていただきます。</p> <p>最初に、開会の言葉を井上会長代理にお願いいたします。</p> |
| 井上会長代理 | <p>皆さん、こんにちは。暮れのお忙しい中、ご苦労様です。</p> <p>平成29年第11回本庄市農業委員会総会を開会いたします。</p> |
| 事務局長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p> |
| 田端会長 | <p>皆さん、改めましてこんにちは。最近急に寒くなり、あと約1月で正月が来るということで、せわしない時期となりました。</p> <p>私は去る11月25日に加須市文化・学習センターで1時間ほど話をしてきました。そこでは、農地利用最適化推進委員の方をお願いをして最適化を進めることが国の方針であることや、農業委員会は農業委員と農地利用最適化推進委員が協力して農地中間管理事業を進めることが必要であることをお伝えしました。また、加須市は埼玉県で一番の米どころなので、米に対する思い入れが非常に強いように感じました。講演会ではパネラーが6人いて、その中には50ヘクタールの稲作専業で農業をしている人がおり、又、酒米を始めたという方もおりました。その方は酒米を始めて今年で3年目だそうですが、当初は埼玉県の奨励品の「さけ武蔵」という品種があまり取れなくて駄目だったそうです。その後、「五百万石」等、他の多様な品種を試したところ土地にあった品種が見つかり、米の生産高が上がったそうです。道の駅の社長や暮らしの会の会長も来て、講演をして頂きましたが、地産地消を進めていこうという地元の思い入れが非常に強いです。講演会を終えて、本庄市ももう少し頑張っていかなければならないと思いました。</p> <p>また、11月19日にひびきの農協の上里直売所が開店しました。当面、高速道路のスマートインターを利用した人の利用が見込まれそうですが、一般の方も利用して欲しいと思います。本日も、皆さんに総会の慎重審議をお願いいたしまして、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いたします。</p> |
| 事務局長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>本日、2番飯島委員及び7番俣田委員から、欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。また、6番小川委員から遅刻の申出がありましたので、ご報告いたします。</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」と規定されております。本日の総会は、在任委員36名中現在のところ33名の出席となっておりますので、総会が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>これより議事に入りますが、本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>着座のまま失礼します。議事に入る前に本日の議事録署名委員及び会議書記の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>本日は、3番宮部委員と4番杉田委員に議事録署名委員をお願いいたします。また、会議書記は事務局職員の中村主査を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>第54号議案農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。</p> |
| 事務局長 | <p>第54号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。第54号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、2ページをご覧ください。申請件数は、3件でしたが、3件とも許可申請書が取り下げられましたので、本議案での審議は不要となりました。いずれも、受人所有農地で全部効率利用要件を満たしていないと認められたためでございます。以上です。</p> |
| 議長 | <p>事務局説明のとおり、すべての許可申請が取り下げられましたので、第54号議案の審議は不要となりました。</p> <p>次に、第55号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)を上程いたします。事務局より説明願います。</p> |
| 事務局長 | <p>第55号議案を説明いたしますので、3ページをご覧ください。第55号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)をご説明申し上げます。本議案につきましては、</p> |

| | |
|-------------|--|
| | <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、4ページをご覧ください。今回の申請件数は、5件です。田4筆及び畑5筆の面積合計14,319㎡の利用権設定でございます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとされており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと思われまます。以上でございます。</p> |
| <p>議長</p> | <p>第55号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第55号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第55号議案については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、第56号議案農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局より説明願います。</p> |
| <p>事務局長</p> | <p>第56号議案を説明いたしますので、5ページをご覧ください。第56号議案農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第4条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第4条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>申請内容については、6 ページをご覧ください。申請件数は、1 件です。整理番号 1 を説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町塩谷地内の畑 1 筆、面積は記載のとおりです。転用目的は、太陽光発電施設用地です。申請事由は、太陽光発電施設設置工事です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、奥原委員でございます。</p> <p>申請地は、7 ページをご覧ください。4-1 については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が 10 ヘクタール未満であることから第 2 種農地と判断いたしました。第 2 種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p> |
| 議長 | 整理番号 1 について、奥原委員の報告をお願いいたします。 |
| 奥原委員 | 11 番奥原です。報告させていただきます。申請地は、4-1 の地図のとおりです。申請者は使用していない農地を太陽光発電施設用地として有効利用したいとのことです。皆さまの慎重審議よろしくをお願いいたします。 |
| 議長 | <p>整理番号 1 について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号 1 の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、第 57 号議案農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請についてを上程いたします。事務局より説明願います。</p> |
| 事務局長 | 第 57 号議案を説明いたしますので、8 ページをご覧ください。第 57 号議案農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の計画変更申請について、埼玉県農地調整関係事務処理要領第 2 章第 5-4-(2)-d の規定により、意見書を埼玉県知事に送付したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、埼玉県農地調整関係事務処理要領第 2 章第 5-4-(2)-d の規定により、別紙の許可後の計画変更申請について意見を求めるものがございます。本日提出、 |

| | |
|------|---|
| | <p>会長。</p> <p>計画変更申請内容を説明いたしますので、9ページをご覧ください。計画変更申請件数は、2件です。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>整理番号1及び2については、1つの許可に対する計画変更申請ですので、一括して事務局から説明願います。</p> |
| 事務局長 | <p>整理番号1及び2について、一括して説明いたしますので、9ページをご覧ください。これらは、昭和56年6月30日に許可されている案件です。当初計画者の住所氏名は、整理番号1及び2の下段に記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は変更前の記載のとおりです。転用の当初目的は、住宅・倉庫用地です。用途地域は、準工業地域です。</p> <p>この許可案件からの計画変更申請になりますが、その計画変更理由を説明しますと、当初計画者は、市内の包装紙卸業の会社に勤務し、自ら独立して申請地に自宅兼倉庫を建設する予定でしたが、経済情勢の変化に伴って業務量が減少したため、やむを得ず事業計画を断念したとのこと。これまでは、日々の生活に追われていたとのことですが、今回、申請地に自己用住宅の建設を希望する方々と話し合い、双方の条件が一致したために、計画変更申請に至ったとのこと。</p> <p>次に、変更後を説明します。承継者の住所氏名は、整理番号1及び2の上段に記載のとおりです。申請地は、当初計画地を2筆に分筆し、面積は記載のとおりです。変更後の目的は、整理番号1及び2とも、自己用住宅用地です。申請地については、10ページをご覧ください。当初申請地を2筆に分筆していきまして、西側が計画変更1に、東側が計画変更2となっていて、共に準工業地域ですので、第3種農地として判断しました。なお、本議案の転用許可の意見書送付については、第58号議案の整理番号9及び10で審議いただく予定でございます。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>整理番号1及び2について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1及び2の計画変更申請について、承認相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号1及び2については、承認相当として県知事に意見書を送付いたします。</p> <p>次に、第58号議案農地法第5条の規定による許可申請についてを上程</p> |

| | |
|------|---|
| | いたします。事務局より説明願います。 |
| 事務局長 | <p>第58号議案を説明いたしますので、11ページをご覧ください。第58号議案農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、12ページ及び13ページをご覧ください。申請件数は、10件でしたが、整理番号2の許可申請書が取り下げられましたので、9件です。所有権移転5件、賃借権1件及び使用貸借権3件でございます。以上でございます。</p> |
| 議長 | それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。 |
| 事務局長 | <p>整理番号1を説明いたしますので、12ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、新井地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、駐車場敷地拡張用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、堀口委員でございます。</p> <p>申請地は、14ページをご覧ください。5-1については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われまます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われまます。以上でございます。</p> |
| 議長 | 整理番号1について、堀口委員より報告をお願いいたします。 |
| 堀口委員 | 25番堀口です。報告いたします。渡人は83才の男性で農業を1人で営んでおります。受人は、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇をする会社です。営業は10年以上前から行っていましたが、今回事業拡張をするそうです。5-1の地図をご覧ください。申請地の南側の受人の駐車場はトラックや従業員の駐車場として利用しておりましたが、従業員の増員に伴い車の出入りが困難になったそうです。駐車場の北に渡人の農地があったので、2年位前から売買の交渉があり、今年になって折り合いが付いたとのことで |

| | |
|------|--|
| | <p>す。皆さまの慎重審議よろしくお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>整理番号1について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。</p> |
| 事務局長 | <p>整理番号3を説明いたしますので、12ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、小島地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、中古車展示場用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、亀田委員でございます。</p> <p>申請地は、16ページをご覧ください。5-3については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われまます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われまます。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>整理番号3について、亀田委員より報告をお願いいたします。</p> |
| 亀田委員 | <p>20番亀田です。受人、渡人とも市内の小島に住んでいる方で、受人は最近お住まいになった方です。申請地については、〇〇〇〇〇〇に面している角地です。地目は畑となっておりますが、現況は手入れが行き届かず、荒れている土地となっております。畑としての利用価値は低いものと思われまして、申請の中古車展示場用地として受人が利用しても良いのではないかと思います。皆さまの慎重審議よろしくお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>整理番号3について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。</p> |
| 事務局長 | <p>整理番号4を説明いたしますので、12ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、栗崎地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、庄田委員でございます。</p> <p>申請地は、17ページをご覧ください。5-4については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われまます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われまます。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>整理番号4について、庄田委員より報告をお願いいたします。</p> |
| 庄田委員 | <p>24番庄田、報告をいたします。申請地は〇〇〇の端にあり、集落に近く、周りの農地への影響はありません。皆さまの慎重審議よろしくをお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>整理番号4について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号4の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号5について、事務局より説明を求めます。</p> |
| 事務局長 | <p>整理番号5を説明いたしますので、12ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町蛭川地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、荻野委員でございます。</p> |

| | |
|--------|--|
| | <p>申請地は、18ページをご覧ください。5-5については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>整理番号5について、荻野委員より報告をお願いいたします。</p> |
| 荻野委員 | <p>37番荻野、報告いたします。受人と渡人は親子関係です。5-5の地図をご覧ください。申請地は〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇から北西に入った所にあり、その北側が渡人の家です。現地は渡人が野菜を栽培しております。周りの農地への影響はありません。皆さまの慎重審議よろしくをお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>整理番号5について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号5の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号6について、事務局より説明をお願いいたします。</p> |
| 事務局長 | <p>整理番号6を説明いたしますので、12ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第1種中高層住居専用地域です。地区担当は、高橋清一郎委員でございます。</p> <p>申請地は、19ページをご覧ください。5-6については、第1種中高層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>整理番号6について、高橋清一郎委員より報告をお願いいたします。</p> |
| 高橋清一郎委 | <p>21番高橋です。説明させていただきます。申請地は〇〇〇〇から50</p> |

| | |
|------|---|
| 員 | <p>メートル程、北に入った所にあります。ここは第1種中高層住居専用地域となっており、申請地の隣に家が建っております。申請地の地目は畑になっていますが、何も作付けしてありません。現地を確認したところ、家を建築するのに適した場所です。皆さまの慎重審議よろしくお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>整理番号6について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号6の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号7について、事務局より説明をお願いいたします。</p> |
| 事務局長 | <p>整理番号7を説明いたしますので、12ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南4丁目地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第1種低層住居専用地域です。地区担当は、武政委員でございます。</p> <p>申請地は、20ページをご覧ください。5-7については、第1種低層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>整理番号7について、武政委員より報告をお願いいたします。</p> |
| 武政委員 | <p>19番武政、報告させていただきます。5-7の地図をご覧ください。申請地は〇〇〇〇〇〇〇沿いにあります。現地を確認しましたところ、きれいに保全管理されており、家を建てるのには良い場所だと思います。皆さまの慎重審議よろしくお願ひします。</p> |
| 議長 | <p>整理番号7について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号7の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号8について、事務局より説明をお願いいたします。</p> |
| 事務局長 | <p>整理番号8を説明いたしますので、12ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南3丁目地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、住宅敷地拡張用地です。用途地域は、第1種低層住居専用地域です。地区担当は、武政委員でございます。</p> <p>申請地は、21ページをご覧ください。5-8については、第1種低層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>整理番号8について、武政委員より報告をお願いいたします。</p> |
| 武政委員 | <p>19番武政、報告させていただきます。5-8の地図をご覧ください。申請地の北は、既に転用許可済で建物を建築中です。その家の方が住宅敷地を拡張して借りるそうです。ここは住むのには非常に適した場所です。皆さまの慎重審議よろしくお願ひします。</p> |
| 議長 | <p>整理番号8について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号8の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号9についてですが、整理番号10の渡人と同一であり、また申請地が隣地であり、関連があることから、整理番号9及び10を一括して審議します。事務局より説明を求めます。</p> |
| 事務局長 | <p>整理番号9及び10について、一括して説明いたしますので、13ページをご覧ください。まず、整理番号9についてです。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、準工業地域です。地区担当は、武政委員でございます。</p> <p>次に、整理番号10についてです。申請人の住所氏名は、記載のとおり</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>です。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、準工業地域です。地区担当は、武政委員でございます。</p> <p>申請地は、22ページをご覧ください。5-9及び5-10については、ともに準工業地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p> <p>(小川委員 入室)</p> |
| 議長 | <p>整理番号9及び10について、武政委員の報告をお願いいたします。</p> |
| 武政委員 | <p>19番武政、報告させていただきます。先ほどの第57号議案で出てきた案件です。この申請がその続きとなります。5-9と5-10の地図をご覧ください。申請地の場所は地図上では道路が広く見えますが、実際は入っていくのが困難で現地が見つけづらく、事務局の方も大変だったのではないかと思います。これで家が出来る際には道路もセットバックし、多少広がるのではないかと思います。周辺は家も無く南側は空いており、日当たりは良いので住宅敷地としては良いと思います。皆さまの慎重審議よろしくをお願いします。</p> |
| 議長 | <p>整理番号9及び10について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号9及び10の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号9及び10については、2件とも許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、第59号議案別段の面積についてを上程いたします。事務局より説明願います。</p> |
| 事務局長 | <p>第59号議案を説明いたしますので、23ページをご覧ください。第59号議案別段の面積について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農業委員会の適正な事務実施についてにより、毎年、別段の面積の設定の必要性を検討することとなっているため、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定について、次のとおりの決定を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> |

| | |
|-------------|---|
| | <p>農地法第3条第2項第5号の別段の面積については、設定しないものとし、本庄市の区域の全部において、同号に規定する50アールを権利移動の下限面積とする内容でございます。理由といたしましては、2015農林業センサスの経営耕地面積規模別農家数において、50a未満の農地を耕作している農家数が、全農家数の15.2%であり、50a未満の農地耕作農家数は低い割合でございます。下限面積を50アール未満に下げるとは、小規模農家を増加させ、担い手への利用集積等に支障をきたすとともに、農地の細分化を招くおそれがあるものでございます。また、農地法第30条第1項の規定に基づいて実施した平成29年度農地利用状況調査の結果、市内の遊休農地率は、2.61%であり、農地法施行規則第17条第2項に規定する相当程度でないものでございます。以上の2点を理由として、別段の面積を設定しないものとするものでございます。以上でございます。</p> |
| <p>議長</p> | <p>第59号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第59号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第59号議案については、原案のとおり別段の面積を設定しないことに決定いたしました。</p> <p>次に、第60号議案本庄市農業委員会総会会議規則の一部を改正する規則を上程いたします。事務局より説明願います。</p> |
| <p>事務局長</p> | <p>第60号議案を説明いたしますので、24ページをご覧ください。第60号議案本庄市農業委員会総会会議規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、新体制移行に伴いまして、議席の指定方法を改めたいので、ご提案申し上げます。本日提出、会長。</p> <p>議案内容ですが、第7条を次のように改めます。見出しを議席の指定といたします。第7条委員の議席は、議長が定めることとします。附則としまして、第1項で施行期日を規定してまいし、この規則は、公布の日から施行することとしています。第2項で経過措置を規定してまいし、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任するものとされる農業委員が在任する間は、適用しないこととしています。別紙の第60号議案関係資料をご覧ください。</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>い。こちらは、総会会議規則の新旧対照表として配付させていただきました。以上で第60号議案の説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>第60号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第60号議案については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか？</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第60号議案については、原案のとおり承認いたしました。</p> <p>以上で、議案審議を終了いたします。</p> <p>これより、報告に入ります。報告第46号を事務局よりお願いします。</p> |
| 事務局長 | <p>報告第46号を説明いたしますので、25ページをご覧ください。報告第46号農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、26ページから28ページをご覧ください。専決処分件数は、8件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第47号を事務局よりお願いします。</p> |
| 事務局長 | <p>報告第47号を説明いたしますので、29ページをご覧ください。報告第47号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、農地法第4条第1項第7号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、30ページをご覧ください。専決処分件数は、2件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第48号を事務局よりお願いします。</p> |
| 事務局長 | <p>報告第48号を説明いたしますので、31ページをご覧ください。</p> <p>報告第48号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、農</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>地法第5条第1項第6号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、32ページ及び33ページをご覧ください。専決処分件数は、13件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>報告でありますので、ご了解いただきたいと思います。</p> <p>以上で、報告を終了いたします。</p> <p>皆さまのご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。委員の皆さまからその他で何かありましたら、挙手により発言していただければと思います。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>その他での発言がないようですので、ここで議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。</p> |
| 事務局長 | <p>その他連絡事項を説明いたします。本日は、6点でございます。</p> <p>まず、1点目ですが、12月総会の開催予定です。12月25日(月)午後2時から、本庄市役所大会議室において、開催予定でございます。</p> <p>次に、2点目です。農業委員候補者等推薦応募状況の最終公表についてでございます。9月27日から開始した農業委員・農地利用最適化推進委員の推薦募集期間が終了したので、農業委員会法に基づいて公表した資料を報告いたします。農業委員候補者が別紙1、推進委員候補者が別紙2になっています。概要を報告します。まず、農業委員候補者についてです。別紙1の1ページをご覧ください。推薦を受けた者は19人、応募した者は1人で、それらのうち認定農業者は12人でした。合計20人の推薦応募状況は、2ページから13ページまでに記載してございます。一番左欄のナンバーは、受付順になっています。推薦応募の状況から、農業委員会法が定めている認定農業者要件や年齢・性別配慮要件については、クリアできるものと考えております。次に、推進委員候補者についてです。別紙2の1ページをご覧ください。推薦を受けた者は25人、応募した者は0人でした。区域別の推薦状況ですが、2ページのとおりとなっています。25人の推薦状況は、3ページから13ページまでに記載してございます。一番左欄のナンバーは、受付順になっています。農業委員・推進委員の推薦応募状況の詳細は、後ほどご覧いただければと思います。農業委員</p> |

| | |
|--------|--|
| | <p>候補者の選考結果については、11月21日付けで推薦者・被推薦者・応募者それぞれに市長から通知されております。推進委員候補者の選考については、12月総会後に選考委員会を開催し、議論いただく予定です。</p> <p>次に、3点目です。遊休農地の利用意向調査書の送付についてです。今年度の農地パトロールで新規発生の判定遊休農地を対象に11月29日付けで利用意向調査書を発送したいと考えております。利用意向調査書が農地所有者から農業委員さんへ提出された場合、現に受け取った日付を調査書の左上余白部分に記入いただいて、次の総会時に事務局へ提出してください。</p> <p>次に、4点目です。全国農業委員会会長代表者集会についてです。11月30日（木）午後1時から東京都港区芝公園のメルパルクホールにおいて、全国農業委員会会長代表者集会が開催されます。内容は、パネルディスカッション・要請決議・申し合わせ事項と県内選出国會議員への要請活動になります。田端会長と事務局長が出席いたします。</p> <p>次に、5点目です。児玉地方農業委員会連絡協議会臨時総会についてです。12月26日（火）午後4時から本庄市役所504会議室において、児玉地方農業委員会連絡協議会の臨時総会が開催されます。本連絡協議会役員であります田端会長・清水代理・井上代理の3名が出席いたします。役員改選について報告します。7月に上里町が、10月に美里町が新体制に移行し、それぞれ会長・会長代理が就任されまして、本連絡協議会役員が改選されました。上里町の吉澤会長が前金井理事の後任として理事に、入代理が前齊藤監事の後任として監事に就任しました。美里町の小泉会長が前永沼理事の後任として理事に、飯島代理が前笹井監事の後任として監事に就任しました。このように役員の変更がありましたので、臨時総会后に当連絡協議会役員への歓送迎会を開催いたします。</p> <p>次に、6点目です。その他として、田端会長の12月総会までのスケジュールを記載させていただきました。</p> <p>以上で、その他連絡事項を終了いたします。皆さまから、その他連絡事項で何かありましたら、挙手にて発言をお願いします。</p> <p>（なし、の声）</p> <p>発言がないようですので、その他連絡事項を終わります。</p> <p>最後に閉会の言葉を清水会長代理からお願いいたします。</p> |
| 清水会長代理 | <p>私達の任期もあと2回の総会で終わりになりますので、寂しい気持ちでございましたが、任期終了後も新農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者として推薦を受けておられる方が多いようで、非常に心強く感じており</p> |

ます。

それでは、以上で平成29年第11回本庄市農業委員会総会を閉会いたします。

平成29年第11回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

| | |
|------|-------------------|
| 開催日 | 平成29年11月27日(月) |
| 開催場所 | 児玉文化会館(セルディ) 大会議室 |
| 開会時刻 | 午後1時 |
| 閉会時刻 | 午後1時55分 |
| 会長 | 田端 講一 |
| 会長代理 | 清水 茂則 ・ 井上 孝 |

| 議席番号 | 農業委員氏名 | 出欠状況 | 議事録署名人 | 議席番号 | 農業委員氏名 | 出欠状況 | 議事録署名人 |
|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|
| 1 | 津久井伊知衛 | 出席 | | 20 | 亀田 伸一郎 | 出席 | |
| 2 | 飯島 和憲 | 欠席 | | 21 | 高橋 清一朗 | 出席 | |
| 3 | 宮部 延一 | 出席 | ○ | 22 | 小暮 明男 | 出席 | |
| 4 | 杉田 康隆 | 出席 | ○ | 23 | 小山 文子 | 出席 | |
| 5 | 浅見 精治 | 出席 | | 24 | 庄田 榮 | 出席 | |
| 6 | 小川 忠 | 出席 | | 25 | 堀口 隼雄 | 出席 | |
| 7 | 俣田 裕 | 欠席 | | 26 | 池田 稔 | 出席 | |
| 8 | 長沼 茂夫 | 出席 | | 27 | 田端 講一 | 出席 | |
| 9 | 松本 健治 | 出席 | | 28 | 金井 一吉 | 出席 | |
| 10 | 細野 林之助 | 出席 | | 29 | 高橋 博 | 出席 | |
| 11 | 奥原 定雄 | 出席 | | 30 | 欠 番 | | |
| 12 | 金井 裕 | 出席 | | 31 | 福島 清次 | 出席 | |
| 13 | 細野 俊文 | 出席 | | 32 | 福田 光男 | 出席 | |
| 14 | 清水 茂則 | 出席 | | 33 | 池田 芳野 | 出席 | |
| 15 | 塩原 英彦 | 出席 | | 34 | 関根 道夫 | 出席 | |
| 16 | 井上 孝 | 出席 | | 35 | 間正 始 | 出席 | |
| 17 | 坂本 静枝 | 出席 | | 36 | 関根 延一 | 出席 | |
| 18 | 林 秀信 | 出席 | | 37 | 荻野 浩 | 出席 | |
| 19 | 武政 恒雄 | 出席 | | | | | |

説明員

| | |
|-----------|---------|
| 事務局長 | 飯塚 正英 |
| 局長補佐兼農地係長 | 高山 教子 |
| 主査 | 中村 真敏 |
| 専門員 | 津久井 伊久弥 |

書記

主査 中村 真敏